

著して之を賞賚せしめよ、とあり。此れを欽む。欽遵して相い応に琉球国王に知照すれば可なるべし、等の因あり。乾隆八年七月十八日国に到る。此れを准けたり。臣敬、深く皇上の遠人を優恤するの至意を蒙り、感激すること窮まり無し。此れが為に由を備えて貴部に移咨す。請煩ねがわくは査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

乾隆八年（一七四三）十一月十八日

注*本文書は「二六〇一」の咨覆である。

2-26-12

国王尚敬の、接貢のため存留通事魏猷芝等に付した執照

（乾隆八《一七四三》、十一、十八）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆七年冬、特に耳目官毛文和・正議大夫蔡用弼等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に来たる。已すで經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす、等の因ありて案に在り。今、旧例に遵い、特に都通事林永隆等を遣わし、官伴・水梢共に

八十二員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前來す。恭しく勅書併びに欽賜の物件、及び京より回かえる貢使毛文和・蔡用弼、存留官鄭余慶等を接むかう。

所抛の差去せる員役は、並たえて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して使ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第四十四号の半印勘合執照を給し、存留通事魏猷芝等に附して収執して前去せしむ。如もし経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実如遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員

林永隆

跟伴四名

使者二員

温思義
① 向克類

跟伴八名

存留通事一員

魏猷芝
②

跟伴六名

管船夥長・直庫二名

魏宗紀
③

馬利航

水梢共に五十八名

右の執照は存留通事魏猷芝等に附し、此れを准すす

乾隆八年（一七四三）十一月十八日

注（一）向克類 乾隆八年の使者。瀬底親雲上。乾隆十四年にも接貢の在船使者（才府）として福建に赴いている（『家譜（二）』三二四頁、蔡功熙の譜）。

（二）魏猷芝 康熙四十八〜乾隆三十二年（一七〇九〜六七）。久米村

系魏氏六世（大湾家）。牧志親雲上。雍正六年に漢字御右筆相附となり、同九年に接貢船の管船夥長（総管）、乾隆元年に再び漢字御右筆相附、二年に漢字御右筆、三年には漢字御右筆主取となつている。四年皇帝の御書「永祚瀛壖」の臨書をなす。乾隆八年、接貢船の存留通事となり福建に渡るが、一貢免除となつたため十二年まで滞在した。十七年・二十三年に朝京都通事、三十一年に正議大夫を務める。乾隆二十八年に申口座、三十一年に紫金大夫に陞る（「魏氏大湾家家譜」）。

(3) 魏宗紀 康熙五十〇乾隆二十九年（一七二一〜六四）。久米村系魏氏六世（慶佐次家）。乾隆八年の管船夥長。二十一年の冊封の時には掌牲所通事役を務める（『家譜（二）』三三三頁）。